

中間前金払制度の実施について（お知らせ） 知多市

知多市では、平成28年4月1日から、中間前金払制度を実施します。

1 中間前金払制度とは

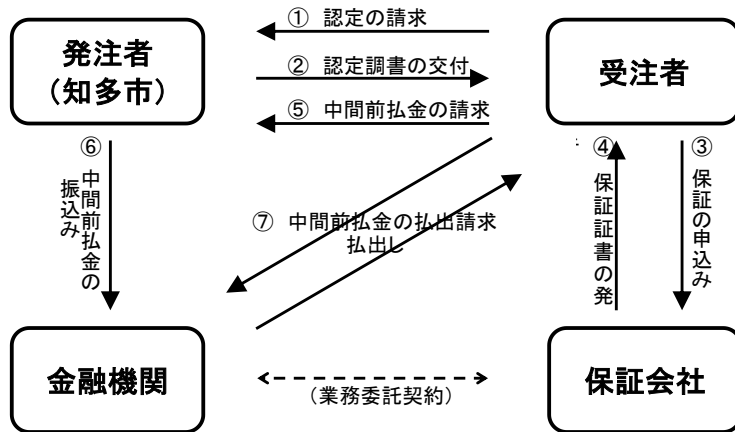
当初の前払金（請負金額の4割）に加えて、中間前払金（請負金額の2割）をお支払する制度です。

2 中間前金払の対象工事

中間前金払制度の対象となるのは、以下の要件を全て満たす建設工事です。

- (1) 契約金額が500万円以上であること。
- (2) 通常の前金払を行っていること。
- (3) 工期の2分の1を経過し、出来高が50%を超えているなど、知多市建設工事等事務取扱要領第5条に定める要件を満たすこと。
- (4) 部分払を行っていないこと。（中間前金払と部分払は、どちらか一方しか請求できません。）

3 中間前払金請求の流れ



① 認定の請求

受注者は、「中間前金払認定請求書」（第30号様式の2）に「工事履行報告書」（第30号様式の3）を添えて、発注者（知多市）に認定を請求します。

② 認定調書の交付

発注者は、審査結果を「中間前金払認定調書」（第30号様式の4）により受注者に通知します。

③ 保証の申込み

受注者は、認定調書を添えて保証会社に中間前払金保証を申し込みます。

④ 保証証書の発行

保証会社は、保証証書を受注者に発行します。

⑤ 中間前払金の請求

受注者は、「中間前金払請求書」（第30号様式の5）に保証証書を添えて、発注者に中間前払金を請求します。

⑥ 中間前払金の振込み

発注者は、受注者の指定する口座（前払金専用口座）へ中間前払金を振り込みます。

⑦ 中間前払金の払出請求～払出し

受注者は、保証会社の審査を経て、金融機関に中間前払金の払出しを請求します。

ご不明な点につきましては、担当課又は財政課までお問い合わせください。